

CONTENTS

文化人の本音 河合肇雄文化庁長官対談

第12回 ゲスト 米長邦雄さん●棋士

大衆に受け継がれて4
長官コラム 文化庁の抜穴9

特集 最近の国語をめぐる動向について

文化庁提言

最近の国語施策をめぐる動向について山口 敏・10

解説

これからの時代に求められる国語力について

審議経過の概要文化部国語課・12

施策紹介

「外来語」言い換え提案(中間発表)について相澤正夫・15

有識者提言

ことばについてのワークショップやすみりえ・17

事例紹介

ことばの教育県を目指して常盤 豊・18

「言葉」について考える体験事業について林田満美子・20

ことばの探検②

もとは擬音語!山口仲美・22

インタビュー 未来の扉②

北村龍平(映画監督)23

いきいきミュージアム 美術館・博物館事業レポート②

美術館からの提案 体験型鑑賞教材「日本画トランク」
茨城県天心記念五浦美術館26

舞台の現場から 舞台を支える人たち②

「四面舞台」を英語で言う?坂元理人・27

新国立劇場坂元理人・27

美術館と著作権契約(第6回)28

子どもたちから見た伝統的建造物群保存地区

川越市川越(埼玉県川越市)29

日本の伝統美と技を守る人々 選定保存技術保持者編24

奥井五十吉(左官(漆喰塗))30

在外研修だより 新進芸術家在外研修報告②

.....森永明日夏・31

日本文化の魅力発見、発信③

時間待ち阿刀田高・32

文化庁
ニュース

「自由利用マーク」について33

各地方公共団体の文化振興に関する

条例の制定状況について34

第3期文化審議会の発足について36

東京国立近代美術館

展覧会 映画遺産
東京国立近代美術館フィルムセンターコレクションより37

国立西洋美術館

織りだされた絵画
国立西洋美術館所蔵 17-18世紀タピスリー38

東京国立近代美術館

青木繁と近代日本のロマンティズム39

東京国立近代美術館

今日の人形芸術 想念の造形40

国立国際美術館

企画展 嶋 剛 もう一つの眼差し41

東京国立博物館

特集陳列 康円作文殊五尊像42

京都国立博物館

特別展覧会 弘法大師入唐 1200年記念
空海と高野山43

奈良国立博物館

春季特別展
女性と仏教 いのり と ほほえみ44

新国立劇場スポットライト45

4月の国立劇場46

芸術文化振興基金ニュース47

題字デザイン 桑山弥三郎

イラスト/須田尊行

今月の
表紙
平成13年度文化庁メディア芸術祭賞
マンガ部門大賞
『F氏の日常』
©福山庸治/河出書房新社

各地方公共団体の文化振興に関する 条例の制定状況について

地方公共団体の文化振興に 関する条例一覧

「都道府県」

北海道

北海道文化振興条例(平成五年度制定)
道の責務、施策における配慮、市町村との連携協力等、文化振興指針策定、民間団体等及び市長村に対する援助、北海道文化基金、北海道文化審議会

東京都

東京都文化振興条例(昭和五十八年度制定)
基本原則、都の責務、区市町村との関係、民間団体等との関係、文化活動の促進、文化の視点にたったまちづくり、文化施設の整備等、国際文化交流の推進

富山県

富山県文化条例(平成八年度制定)

基本理念、県の責務、国、他の都道府県、市町村、民間団体等との関係、施策の策定及び実施に係る基本方針、県文化計画の策定、文化の振興及び文化活動の条件の整備、財政措置等、富山県文化審議会

熊本県

熊本県文化振興基本条例(昭和六三年度制定)
県の責務、県民、市町村との関係、文化振興

する基本的な方針(平成一四年一月一〇日閣議決定)においては、地方公共団体の役割

について、「地方公共団体は、自主的かつ主体的に、国との連携を図りつつ、それぞれの地域の特性に応じて、多様で特色ある文化芸術を振興し、地域住民の文化芸術活動を推進する役割を担っている。地方公共団体が、文化芸術の振興を図るに際しては、それぞれの文化芸術の振興のための基本的な方針等に基づき施策を進めることや、広域的な視点から、各地方公共団体が連携して文化芸術の振興に取り組むことが望まれる。」と記述し、文化芸術振興基本法を踏まえた各地方公共団体独自の積極的な取組を期待しています。

文化庁では、各地方公共団体の取組に役立つように、平成一四年度現在の地方公共団体の文化振興に関する条例(文化施設の管理運営に関する条例、個別の事業の実施に関する条例を除きます)の制定状況を調査しましたので、その結果を掲載いたします。

文化芸術振興基本法(平成一三年一月七日法律第一四八号)においては、地方公共団

体の文化芸術の振興について、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」(第四条)、その施策として「地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。」(第三五条)と規定しています。これは、各地域の文化芸術活動は地域の歴史、特性等を活かして地域住民が主体となつて行われるものであることを踏まえて、地方公共団体の文化行政においては、それぞれが地域の文化芸術活動の状況等を適切に把握、判断し、それらに応じた必要な施策を実施することを求めているものです。

このようないことから、「文化芸術の振興に関

基本方針、援助及び助成、基金の設置等、文化振興審議会

「中核市」

秋田県秋田市

秋田市文化振興条例(昭和五七年度制定)
市民及び市の役割、文化振興審議会、文化振興基本方針、表彰及び助成

神奈川県横浜須賀野市

文化振興条例(昭和六〇年度制定)
市民の役割と自覚、市の役割と責務、文化活動の場づくり、機会づくり、市民文化資産の指定等、文化振興審議会

「市区町」

北海道士別市

士別市文化振興条例(平成九年度制定)
基本原則、市民の役割、市の役割、文化団体との連携協力、文化活動の振興、自主的
文化活動の促進

北海道苫小牧市

苫小牧市民文化芸術振興条例

(平成一三年度制定)

基本理念、市の責務、民間団体等との関係、財政上の措置、基本方針の策定、民間団体等に対する援助等、文化芸術審議会

北海道釧路市

釧路市文化振興条例(昭和四九年度制定)

助成、後援、表彰及び買上

宮城県気仙沼市

気仙沼市文化芸術振興条例

(平成一四年度制定)

基本理念、市の責務、市民の役割、基本方針の策定、文化芸術の振興、市民の鑑賞等の機会の充実、学校等における青少年の文化芸術活動の充実、著作権等の保護及び利用、公共施設等の建築に当たつての配慮、政策形成への民意の反映等

福島県矢吹町

矢吹町文化・スポーツ振興条例

(平成七年度制定)

基本原則、町の責務、文化環境の整備

東京都目黒区

目黒区芸術文化振興条例(平成一四年度制定)

基本理念、区の責務、芸術文化振興のための計画、条件整備、伝統文化の保存等、高齢者、障害者等のための芸術文化の振興

東京都江戸川区

江戸川区文化振興条例(昭和六一年度制定)

施策の展開、援助等、顕彰、国際文化交流

愛知県春日井市

春日井市文化振興基本条例

(平成一四年度制定)

基本理念、市民、企業等、財団、市の責務、基本計画の策定、文化活動の場の充実等、市民メッセナ活動の推進、支援

三重県津市

津市文化振興条例(昭和五八年度制定)

基本原則、市の役割、文化振興のための施策、文化環境の整備、文化振興審議会の設置

三重県四日市市

四日市市文化振興条例(平成一四年度制定)

基本方針、市民、市の役割、財政措置、文化振興ビジョンの策定、文化振興審議会

島根県出雲市

出雲市文化のまちづくり条例(平成九年度制定)

市、市民、民間団体等の役割、文化財の保存・活用、芸術文化の創造・発展、出雲芸術文化振興会議等

福岡県太宰府市

太宰府市文化振興条例(平成九年度制定)

市の責務、市民の役割、行政の文化化、人権の尊重、地域特性への配慮、国立博物館との関連、市総合計画との関連、文化振興審議会

前記の他、新潟県小木町からは「小木町歴史の景観条例」の制定について情報をいただきました。

なお、「文化庁月報」では、来年度から、各地方公共団体の御協力を得て、各文化振興条例の内容、制定の経緯等について紹介する予定としております。

◆長官対談◆
〔文化人の本音〕河合隼雄文化庁長官対談
〔長官コラム文化庁の抜穴〕

◆特集◆
平成一五年度の文化行政の
重点的な取組

〔文化庁提言〕
国民の声を背に

高塩 至 政策課長

〔施策紹介〕
平成一五年度の主要な取組

◆連載◆

〔わがまちの文化振興条例〕新連載 ……富山県
〔ことばの探検〕 ……山口仲美 埼玉大学教授
〔著作権の例外について〕新連載
〔いきいきミュージアム〕美術館 博物館事業レポート
〔全国発掘調査ホット情報〕新連載
〔子どもたちから見た伝統的建造物群保存地区〕
〔外来語を分かりやすくするための提案〕新連載
国立国語研究所

〔文化体験プログラム支援事業〕新連載
〔日本の伝統美と技を守る人々〕
本藍染・森義男

〔世界遺産の紹介〕新連載
〔国宝、重要文化財をもっと深しむ方法〕
文化財の鑑賞の手引き〕新連載

〔文化ボランティア通信〕
◆文化庁ニュース◆
平成一四年度賞上作品
〔文化庁月報〕平成一四年度総目次

◆連載◆
〔わがまちの文化振興条例〕新連載 ……富山県
〔ことばの探検〕 ……山口仲美 埼玉大学教授
〔著作権の例外について〕新連載
〔いきいきミュージアム〕美術館 博物館事業レポート
〔全国発掘調査ホット情報〕新連載
〔子どもたちから見た伝統的建造物群保存地区〕
〔外来語を分かりやすくするための提案〕新連載
国立国語研究所

文化庁月報 3月号 (通巻414)

平成15年3月25日印刷・発行

編集—文化庁

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

発行—株式会社ぎょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12

本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 編集 03 (3571) 2126

販売 03 (5349) 6666

URL : <http://www.gyousei.co.jp>

印刷所—ぎょうせいデジタル株式会社

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価540円 [本体514円] 送料76円

年間購読料6,480円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先

(株)ぎょうせい営業部広告課

電話03 (5349) 6657 (ダイヤルイン)

©2003 Printed in Japan ISSN 0916-9849

本誌は本文用紙に再生紙を使用しております。

編集後記

月日のたつのは早いもので、季節は本格的な春です。春の日差しの中、読書してみるのいかがでしょうか。

最近の国語をめぐる状況を皆様はどうお考えでしょうか。

今月号の特集をきっかけとして、国語を一層大切にする意識をもっていただける方が増えるとうれしいです。(志)

国語を組みました。

お詫びと訂正
平成一五年二月号「未来の扉」中で、「二五頁の中川晃教さんのプロフィールに誤りがありました。お詫びとともに、訂正させていただきます。」
〔正〕第57回文化庁芸術祭賞
演劇部門新人賞
〔誤〕第54回文化庁芸術祭賞
演劇部門新人賞

文化庁では、ホームページで、文化庁に関する情報を幅広く提供しています。ご意見、文化庁月報の感想などを、ホームページのご意見欄へお寄せください。

●ホームページアドレス●
<http://www.bunka.go.jp>